

市立東大阪医療センター制限付き一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めがあるもののほか、法人が発注する市立東大阪医療センターにおける建設工事の請負契約及び建設工事に係る設計業務委託契約に係る一般競争入札を適正かつ合理的に行うため、入札に参加する者に必要な資格を定めた制限付き一般競争入札制度（以下「本制度」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(対象案件)

第2条 本制度の対象となる建設工事及び建設工事に係る設計業務委託（以下「対象案件」という。）は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、理事長が特に必要と認める案件についてはこの限りではない。

- (1) 建設工事 発注予定金額130万円超の工事
- (2) 設計委託 発注予定金額50万円超の建設工事に係る設計業務委託

(入札参加申請資格)

第3条 入札に参加申請する者に必要な資格は、対象案件ごとに次の事項を考慮して定めるものとする。

- (1) 東大阪市の入札参加有資格者名簿に登載されていること。
- (2) 東大阪市入札参加停止要綱（以下「停止要綱」という。）による入札参加停止期間中でないこと。
- (3) 東大阪市公共工事等暴力団対策措置要綱による入札参加除外措置期間中でないこと。
- (4) 対象案件と同種の工事又は委託について、対象案件ごとに定める一定の元請施工実績又は元請履行実績があること。
- (5) 対象案件に配置予定の現場代理人、主任技術者及び監理技術者又は建築士、管理技術者並びに照査技術者が適正であること。
- (6) その他対象案件について必要な事項

(公告)

第4条 本制度により入札に付するときは、入札参加申請期限の前日から起算して少なくとも、10日前までに次の事項を公告するものとする。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札に参加する者に必要な事項
- (3) 入札参加の申請期間
- (4) 契約条項を示す場所及び日時
- (5) 入札の場所及び日時
- (6) 入札保証金に関する事項

- (7) 入札の無効に関する事項
- (8) その他入札について必要な事項
(入札参加の申請)

第5条 入札に参加しようとする者は、申請期間中に入札参加申請書を提出しなければならない。

- 2 前項の申請書提出において、公告で入札参加資格に関する資料の提出を求めたときは、当該資料を添付して申請しなければならない。
- 3 入札参加資格審査の結果は申請者に通知するものとし、入札参加資格を認めなかった申請者への通知には理由を付するものとする。
(入札に参加できない者)

第6条 次に掲げる者は、対象案件の入札に参加できないものとする。

- (1) 入札参加申請書を提出した日から入札時までの間において、新たに停止要綱に基づき入札参加停止となった者
- (2) 入札参加申請期限日までに申請しなかった者又は入札参加を認められなかった者
- (3) その他特段の事由により、入札に参加することが適当でないと理事長が認めた者
(特定建設工事共同企業体)

第7条 対象案件において特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による参加を認める場合には、各構成員に第3条に規定する入札参加資格を設定することができる。

- 2 共同企業体により申請しようとする者は、第5条に定める入札参加の申請において特定建設工事共同企業体協定書を提出しなければならない。
- 3 申請者が共同企業体である場合において、その構成員の一が第6条に該当するときは当該共同企業体及び当該共同企業体の各構成員は入札に参加できないものとする。
- 4 共同企業体にかかる前各号の規定の他は前各条の例による。

附 則

この要綱は、平成30年3月16日から施行する。